

## 全体貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	1,075,917	固定負債	359,476
有形固定資産	1,027,164	地方債	274,150
事業用資産	513,741	長期未払金	2,405
土地	350,080	退職手当引当金	21,567
立木竹	-	損失補償等引当金	112
建物	381,631	その他	61,241
建物減価償却累計額	△ 234,091	流動負債	41,213
工作物	41,031	1年内償還予定地方債	30,940
工作物減価償却累計額	△ 29,854	未払金	5,551
船舶	21	未払費用	-
船舶減価償却累計額	△ 16	前受金	5
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	1,953
航空機	-	預り金	2,761
航空機減価償却累計額	-	その他	3
その他	561		
その他減価償却累計額	△ 403		
建設仮勘定	4,780		
インフラ資産	509,611	<b>負債合計</b>	<b>400,688</b>
土地	304,203		
建物	35,033	<b>【純資産の部】</b>	
建物減価償却累計額	△ 20,238	固定資産等形成分	1,086,374
工作物	385,662	余剰分(不足分)	△ 361,418
工作物減価償却累計額	△ 228,832		
その他	76,055		
その他減価償却累計額	△ 51,687		
建設仮勘定	9,415		
物品	12,424		
物品減価償却累計額	△ 8,612		
無形固定資産	4,241		
ソフトウェア	368		
その他	3,873		
投資その他の資産	44,511		
投資及び出資金	17,215		
有価証券	-		
出資金	17,215		
その他	-		
投資損失引当金	△ 623		
長期延滞債権	8,644		
長期貸付金	379		
基金	13,551		
減債基金	4,480		
その他	9,071		
その他	6,619		
徴収不能引当金	△ 1,274		
流動資産	49,727		
現金預金	35,208		
未収金	3,901		
短期貸付金	1,297		
基金	9,160		
財政調整基金	7,410		
減債基金	1,750		
棚卸資産	-		
その他	617		
徴収不能引当金	△ 455		
<b>資産合計</b>	<b>1,125,644</b>	<b>純資産合計</b>	<b>724,956</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>1,125,644</b>

【様式第2号】

## 全体行政コスト計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	315,910
業務費用	127,858
人件費	33,429
職員給与費	23,069
賞与等引当金繰入額	1,922
退職手当引当金繰入額	4,125
その他	4,313
物件費等	86,860
物件費	38,401
維持補修費	1,948
減価償却費	19,718
その他	26,792
その他の業務費用	7,569
支払利息	3,714
徴収不能引当金繰入額	1,241
その他	2,614
移転費用	188,053
補助金等	114,367
社会保障給付	73,350
他会計への繰出金	-
その他	336
経常収益	73,223
使用料及び手数料	66,605
その他	6,617
純経常行政コスト	△ 242,688
臨時損失	940
災害復旧事業費	-
資産除売却損	340
投資損失引当金繰入額	255
損失補償等引当金繰入額	25
その他	320
臨時利益	2,507
資産売却益	727
その他	1,779
純行政コスト	△ 241,122

## 全体純資産変動計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計	固定資産 等形成分	
		余剰分 (不足分)	
前年度末純資産残高	708,024		
純行政コスト(△)	△ 241,122		△ 241,122
財源	252,987		252,987
収等	167,692		167,692
国県等補助金	85,295		85,295
本年度差額	11,866		11,866
固定資産等の変動(内部変動)			
有形固定資産等の増加			
有形固定資産等の減少			
貸付金・基金等の増加			
貸付金・基金等の減少			
資産評価差額	-		
無償所管換等	5,487		
その他	△ 420		
本年度純資産変動額	16,932		
本年度末純資産残高	724,956	1,086,374	△ 361,418

## 全体資金収支計算書

自 平成28年4月1日

至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
<b>【業務活動収支】</b>	
業務支出	293,448
業務費用支出	104,919
人件費支出	31,055
物件費等支出	66,676
支払利息支出	3,714
その他の支出	3,475
移転費用支出	188,529
補助金等支出	114,843
社会保障給付支出	73,350
他会計への繰出支出	-
その他の支出	336
業務収入	320,412
税収等収入	164,778
国県等補助金収入	82,341
使用料及び手数料収入	66,843
その他の収入	6,450
臨時支出	1,379
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	1,379
臨時収入	1,781
業務活動収支	27,366
<b>【投資活動収支】</b>	
投資活動支出	28,139
公共施設等整備費支出	22,166
基金積立金支出	4,386
投資及び出資金支出	28
貸付金支出	1,094
その他の支出	465
投資活動収入	12,069
国県等補助金収入	5,149
基金取崩収入	1,817
貸付金元金回収収入	1,156
資産売却収入	2,816
その他の収入	1,132
投資活動収支	△ 16,070
<b>【財務活動収支】</b>	
財務活動支出	31,733
地方債償還支出	30,977
その他の支出	756
財務活動収入	25,929
地方債発行収入	25,929
その他の収入	-
財務活動収支	△ 5,804
本年度資金収支額	5,492
前年度末資金残高	27,162
本年度末資金残高	32,654

前年度末歳計外現金残高	2,465
本年度歳計外現金増減額	△ 3
本年度末歳計外現金残高	2,463
本年度末現金預金残高	35,116

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)

- ② 満期保有目的以外の有価証券  
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))

- ③ 出資金  
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(尼崎市財務規則において、保証金その他の担保に充てることができる有価証券をいいます)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っていますが、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。

3 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

駐車場事業費について、平成30年度から特別会計を廃止し、駐車場事業費に帰属する資産については、一般会計へ組み入れることとしています。

一般会計に組み入れる資産は平成28年度期末簿価で15億69百万円です。

#### 4 偶発債務

##### (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務等に対し、保証等を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等引当金 計上額	貸借対照表 未計上額	
社会福祉法人 阪神福祉事業団	-	52百万円	-	52百万円
丹波少年自然の家	-	34百万円	-	34百万円
兵庫県信用保証協会	-	25百万円	-	25百万円
尼崎市土地開発公社	-	-	4,700百万円に 利子相当額	4,700百万円に 利子相当額
合計	-	112百万円	4,700百万円に 利子相当額	4,812百万円に 利子相当額

##### (2) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
① 大阪高等裁判所 平成29(行コ)第8 1号差押処分取 消等請求控訴事 件	神崎土地振興控訴 事件	・9587万円及 びこれに対す る平成26年5 月15日から支 払済みまで年 5%の割合に よる金員 ・151万6500円 及びこれに対 する平成26年 7月30日から 支払済みまで 年7.3%の割合 による金員	控訴人に活動実態がなく、控訴人の活動は実質的に訴外人の活動と同視しうることから、当該訴外人の市税滞納を理由とする滞納処分として尼崎市長が控訴人の預金債権及び控訴人名義の口座振替収納事務委託契約に基づく訴外会社に対する支払請求権に対して差押処分を行ったところ、これらの処分が違法であるとしてこれらの処分の取消し及びこれらの処分に係る不当利得の返還又は損害の賠償を求めて提訴したが、これが棄却されたため控訴したもの



②	大阪高等裁判所 平成28年(行コ) 第344号	尼崎市愛護センター 違法地域猫処分取 消及び損害賠償請 求控訴事件	608万円及び これに対する 平成27年12月 20日から支払 済みまで年5 分の割合によ る金員	控訴人は、近隣住民の飼い猫の放し 飼いを被告が地域猫活動として追認 し、及び奨励する旨の地域猫処分を したことが違法であり、当該処分によ り営業損害等の損害を受けたとし て、当該処分の取消し及びその損害 の賠償を求めて提訴したが、これが 却下・棄却されたため控訴したもの
③	神戸地方裁判所 尼崎支部平成28 年(ワ)第662号	損害賠償請求事件	110万円及び これに対する 本訴状送達日 の翌日から支 払い済みに至 るまで年5%の 割合による金 員	原告らは、尼崎市長ないし尼崎市保 健所長が精神疾患を有する訴外人 に対して精神保健法上必要な措置を 講じない違法行為により当該訴外人 による不法行為の被害を受けて精神 的損害を被ったとして、同被告に対し その損害の賠償を求めるほか、相被 告らに対して損害の賠償を求めて提 訴したもの
④	大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第 9429号	求償金請求事件	59万4000円及 びこれに対す る平成26年9 月25日より支 払済みまで年 5分の割合に よる金員	原告は、その車両保険を締結してい た訴外人の車両が被告が運行して いた路線バスに接触されて当該車両 に損害を受けたため、原告が車両保 険金を当該訴外人に支払ったとし て、代位取得した損害賠償請求権に 基づき求償金の支払を求めて提訴し たもの
⑤	尼崎簡易裁判所 平成28年(ハ)第 746号	生活保護費返還等 請求事件	10万1568円	原告は、被告が違法に、生活保護費 から介護保険料を徴収し、生活保護 法第63条に基づく保護費の返還を原 告に請求したなどと主張して、被告に 対し、これらの損害の賠償、利得の 返還等を求めて提訴したもの

なお、②、④、⑤については、平成29年度中に結審しており、その結果債務は発生していません。

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業費

地方卸売市場事業費

育英事業費

農業共済事業費(農作物共済勘定及び業務勘定)

公共用地先行取得事業費

公害病認定患者救済事業費

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年健全育成事業費

介護保険事業費

後期高齢者医療事業費

駐車場事業費

水道事業費

工業用水道事業費

下水道事業費

モーターボート競走事業費

② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

## 連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>【資産の部】</b>		<b>【負債の部】</b>	
固定資産	1,112,047	固定負債	381,593
有形固定資産	1,067,155	地方債等	285,218
事業用資産	524,058	長期未払金	2,408
土地	348,672	退職手当引当金	23,187
立木竹	-	損失補償等引当金	112
建物	414,588	その他	70,667
建物減価償却累計額	△ 255,602	流動負債	44,862
工作物	41,558	1年内償還予定地方債等	32,130
工作物減価償却累計額	△ 30,191	未払金	7,550
船舶	21	未払費用	47
船舶減価償却累計額	△ 16	前受金	120
浮標等	-	前受収益	53
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	2,038
航空機	-	預り金	2,895
航空機減価償却累計額	-	その他	28
その他	602		
その他減価償却累計額	△ 434	負債合計	426,454
建設仮勘定	4,860	<b>【純資産の部】</b>	
インフラ資産	535,620	固定資産等形成分	1,122,572
土地	305,918	余剰分(不足分)	△ 382,618
建物	38,853	他団体出資等分	3,092
建物減価償却累計額	△ 21,991		
工作物	421,809		
工作物減価償却累計額	△ 244,027		
その他	76,055		
その他減価償却累計額	△ 51,687		
建設仮勘定	10,690		
物品	34,481		
物品減価償却累計額	△ 27,005		
無形固定資産	9,340		
ソフトウェア	460		
その他	8,879		
投資その他の資産	35,552		
投資及び出資金	2,062		
有価証券	619		
出資金	1,428		
その他	15		
長期延滞債権	8,644		
長期貸付金	326		
基金	19,147		
減債基金	4,432		
その他	14,715		
その他	6,647		
徴収不能引当金	△ 1,274		
流動資産	57,454		
現金預金	42,139		
未収金	3,814		
短期貸付金	1,288		
基金	9,237		
財政調整基金	7,487		
減債基金	1,750		
棚卸資産	743		
その他	691		
徴収不能引当金	△ 459		
繰延資産	-		
資産合計	1,169,501	純資産合計	743,047
		負債及び純資産合計	1,169,501

## 連結行政コスト計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	金額
経常費用	385,031
業務費用	144,855
人件費	37,946
職員給与費	25,975
賞与等引当金繰入額	2,078
退職手当引当金繰入額	4,312
その他	5,581
物件費等	91,968
物件費	39,496
維持補修費	2,428
減価償却費	22,342
その他	27,702
その他の業務費用	14,941
支払利息	4,101
徴収不能引当金繰入額	1,240
その他	9,600
移転費用	240,177
補助金等	166,388
社会保障給付	73,350
その他	439
経常収益	88,902
使用料及び手数料	70,775
その他	18,127
純経常行政コスト	△ 296,129
臨時損失	1,594
災害復旧事業費	-
資産除売却損	1,056
損失補償等引当金繰入額	25
その他	514
臨時利益	2,671
資産売却益	728
その他	1,943
純行政コスト	△ 295,053

## 連結純資産変動計算書

自 平成28年4月1日  
至 平成29年3月31日

(単位:百万円)

科目	合計			
		固定資産 等形成分	余剰分 (不足分)	他団体出資等 分
前年度末純資産残高	733,726			
純行政コスト(△)	△ 295,053		△ 295,053	-
財源	299,408		299,408	-
税収等	190,393		190,393	-
国県等補助金	109,015		109,015	-
本年度差額	4,356		4,356	-
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額	-			
無償所管換等	5,487			
他団体出資等分の増加	-			
他団体出資等分の減少	-			
比例連結割合変更に伴う差額	△ 20			
その他	△ 502			
本年度純資産変動額	9,321			
本年度末純資産残高	743,047	1,122,572	△ 382,618	3,092

## 1 重要な会計方針

### (1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの 再調達原価  
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価  
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1円としています。

- ② 無形固定資産 取得原価  
ただし、開始後の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。  
取得原価が判明しているもの 取得原価  
取得原価が不明なもの 再調達原価

### (2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券 償却原価法(定額法)
- ② 満期保有目的以外の有価証券  
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 取得原価(又は償却原価法(定額法))
- ③ 出資金  
ア 市場価格のあるもの 会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)  
イ 市場価格のないもの 出資金額

### (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	6年～50年
工作物	5年～75年
物品	2年～20年

- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。) 定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間(5年)に基づく定額法によっています)

- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

- ① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

- ② 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去5年間の同一債権の平均不納欠損率により(又は個別に不納欠損となる可能性を検討し)、徴収不能見込額を計上しています。

- ③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

- ④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

- ⑤ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が100万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(尼崎市財務規則において、保証金その他の担保に充てることができる有価証券をいいます)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体(会計)については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体(会計)の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が3カ月を超えない連結対象団体については、当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続を行っています。また、決算日と連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っています。また、決算日と連結決算日との差異が3カ月を超える連結対象団体については仮決算を行うこととしていますが、該当する連結対象団体はありません。

2 重要な会計方針の変更等

該当事項はありません。



### 3 重要な後発事象

#### (1) 主要な業務の改廃

駐車場事業費について、平成30年度から特別会計を廃止し、駐車場事業費に帰属する資産については、一般会計へ組み入れることとしています。

一般会計に組み入れる資産は平成28年度期末簿価で15億69百万円です。

### 4 偶発債務

#### (1) 係争中の訴訟等

係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けている主なものは次のとおりです。

	事件番号	事件名	請求金額	事件の概要
①	大阪高等裁判所 平成29(行コ)第8 1号差押処分取 消等請求控訴事 件	神崎土地振興控訴 事件	・9587万円及 びこれに対す る平成26年5 月15日から支 払済みまで年 5%の割合に よる金員 ・151万6500円 及びこれに対 する平成26年 7月30日から 支払済みまで 年7.3%の割合 による金員	控訴人に活動実態がなく、控訴人の活動は実質的に訴外人の活動と同視しうることから、当該訴外人の市税滞納を理由とする滞納処分として尼崎市長が控訴人の預金債権及び控訴人名義の口座振替収納事務委託契約に基づく訴外会社に対する支払請求権に対して差押処分を行ったところ、これらの処分が違法であるとしてこれらの処分の取消し及びこれらの処分に係る不当利得の返還又は損害の賠償を求めて提訴したが、これが棄却されたため控訴したもの
②	大阪高等裁判所 平成28年(行コ) 第344号	尼崎市愛護センター 違法地域猫処分取 消及び損害賠償請 求控訴事件	608万円及びこ れに対する平 成27年12月20 日から支払済 みまで年5分 の割合による 金員	控訴人は、近隣住民の飼い猫の放し飼いを被告が地域猫活動として追認し、及び奨励する旨の地域猫処分をしたことが違法であり、当該処分により営業損害等の損害を受けたとして、当該処分の取消し及びその損害の賠償を求めて提訴したが、これが却下・棄却されたため控訴したもの

③	神戸地方裁判所 尼崎支部平成28 年(ワ)第662号	損害賠償請求事件	110万円及びこ れに対する本 訴状送達日の 翌日から支払 い済みに至る まで年5%の 割合による金 員	原告らは、尼崎市長ないし尼崎市保 健所長が精神疾患を有する訴外人 に対して精神保健法上必要な措置を 講じない違法行為により当該訴外人 による不法行為の被害を受けて精神 的損害を被ったとして、同被告に対し その損害の賠償を求めるほか、相被 告らに対して損害の賠償を求めて提 訴したもの
④	大阪地方裁判所 平成28年(ワ)第 9429号	求償金請求事件	59万4000円及 びこれに対す る平成26年9 月25日より支 払済みまで年 5分の割合に よる金員	原告は、その車両保険を締結してい た訴外人の車両が被告が運行して いた路線バスに接触されて当該車両 に損害を受けたため、原告が車両保 険金を当該訴外人に支払ったとし て、代位取得した損害賠償請求権に 基づき求償金の支払を求めて提訴し たもの
⑤	尼崎簡易裁判所 平成28年(ハ)第 746号	生活保護費返還等 請求事件	10万1568円	原告は、被告が違法に、生活保護費 から介護保険料を徴収し、生活保護 法第63条に基づく保護費の返還を原 告に請求したなどと主張して、被告に 対し、これらの損害の賠償、利得の 返還等を求めて提訴したもの

なお、②、④、⑤については、平成29年度中に結審しており、その結果債務は発生していません。

## 5 追加情報

### (1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

#### ① 連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

国民健康保険事業費

地方卸売市場事業費

育英事業費

農業共済事業費(農作物共済勘定及び業務勘定)

公共用地先行取得事業費

公害病認定患者救済事業費

母子父子寡婦福祉資金貸付事業費

青少年健全育成事業費

介護保険事業費

後期高齢者医療事業費

駐車場事業費

水道事業費

工業用水道事業費

下水道事業費

モーターボート競走事業費

丹波少年自然の家

阪神水道企業団

兵庫県競馬組合

後期高齢者医療広域連合

尼崎市土地開発公社

公益財団法人 尼崎健康医療財団

公益財団法人 口腔衛生センター

社会福祉法人 尼崎市社会福祉事業団

公益財団法人 尼崎市総合文化センター

公益財団法人 尼崎市地域産業活性化機構

株式会社 エーリック

アミング開発 株式会社

尼崎都市開発 株式会社

公益財団法人 尼崎環境財団

公益財団法人 尼崎緑化公園協会

公益財団法人 尼崎市スポーツ振興事業団

尼崎中高年事業 株式会社

尼崎交通事業振興 株式会社

- ② 地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。
- ③ 百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。